

## 2026年度 高度外国人材活躍推進コーディネーターに よる伴走型支援

### 申 込 要 領

2026年2月

内容:

- I. 事業の目的
- II. サービス概要
- III. 支援対象
- IV. 申込方法
- V. 審査
- VI. 支援
- VII. お問い合わせ先



高度外国人材  
活躍推進  
プラットフォーム

# I. 事業の目的

「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」は、高度外国人材の活躍推進を目的に、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして、2018年12月25日にジェットロに設置された枠組みです。本プラットフォームは、(1)高度外国人材受入れ施策の有機的な連携、(2)我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等のポータルサイトを通じた情報発信及び企業や高度外国人材・外国人留学生からの問い合わせに対するワンストップサービスの提供、(3)外国人採用を検討する企業に対する伴走型支援を推進することを目的としています。

ジェットロ高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援は、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の趣旨に基づき、高度外国人材採用、育成、定着等に関する支援を総合的に提供します。また採用戦略の立案から採用活動、採用後の社内制度整備など、各社の状況に応じて高度外国人材活躍推進コーディネーターがアドバイスを行います。本サービスでは、支援を受けた企業のみならず、本サービスをきっかけに自発的な取り組みを推進し、ビジネスの組織変革やイノベーション創出、海外ビジネスの進展、地域経済活性化への貢献を実現することを目的としています。

## II. サービス概要

### 1. サービスの前提

ジェットロ高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援は、「高度外国人材」の活躍推進を目的としたプログラムです。日本企業への就労を希望する外国人材であっても、在留資格が技能実習、育成就労、特定技能などの場合は、支援の対象にはなりません。また、ジェットロが外国人材の就労の斡旋をすることはありません。

### 2. 高度外国人材の定義と支援方法

#### (1) 高度外国人材の定義

本サービスでは次の①～③を同時に満たすものを高度外国人材と定義して活躍推進を支援します。

- ① 在留資格「高度専門職」と「専門的・技術的分野」に該当するもののうち、原則、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「経営・管理」、「法律・会計業務」に該当するもの
- ② 採用された場合、企業において、研究者やエンジニア等の専門職、海外進出等を担当する営業職、法務・会計等の専門職、経営に関わる役員や管理職等に従事するもの
- ③ 日本国内または海外の大学・大学院卒業同等程度の最終学歴を有しているもの

本サービスでは、上記に定義する高度外国人材以外の人材については支援対象となりません。

#### (2) 支援の方法

本サービスに採択された場合は、高度外国人材活躍推進コーディネーターが各企業のニーズに合わせて、以下の4つの段階に分けて伴走することで企業の目標達成を目指します。

- ① 【採用戦略の策定】  
自社内における高度外国人材の採用目的の明確化および希望する人材像の設定
- ② 【採用活動の実施】  
設定した人材像に沿った採用活動の実施
- ③ 【受け入れ体制の整備】  
採用内定者に係る、在留資格の取得を含めた手続きならびに社内体制の整備の実施
- ④ 【育成・定着に向けた取り組み】  
高度外国人材採用後の定着に向けた仕組みづくりや評価面談の実施について

### 3. 「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援」で提供できるメニュー

・「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援」の選考により採択された企業（以下「採択企業」）には、高度外国人材活躍推進プラットフォームの趣旨を踏まえ、高度外国人材の活躍推進に精通したJETROの専任コーディネーターが、継続的な企業訪問やオンライン面談、出張同行等を通じて、高度外国人材の採用計画の作成から受け入れ、育成定着までを一貫して支援します。

※ 支援の具体例は、JETRO オンライン合同企業説明会におけるプレゼンテーションのサポート、外部専門家(スペシャリスト)による個別相談、育成定着講習会などの案内です。

・ 必要に応じ、専門分野での個別相談支援その他のJETROの支援サービス及び他の参加機関のサービスに取り次ぎます。（一部の有料サービスをご案内することもあります）

・ 定数上限がある一部の提供メニューについてはご利用にあたり個別の審査を行います（本サービスの累積支援年数等を総合的に勘案します）ので、予めご了承ください。

### 4. 採択企業の費用負担

原則無料（コーディネーターの訪問に伴う経費はJETROが負担します）

※ 訪問面談日時等の確定後、採択企業都合によるキャンセルが発生した場合には企業負担が発生することがあります。また、本サービスでは費用助成等の支給は行いません。

### 5. 支援期間

支援期間は、採択後に、採択企業、JETRO及び高度外国人材活躍推進コーディネーターの三者で協議のうえ、原則2027年3月31日までの範囲内で設定します。ただし、次の場合、設定した支援期間の途中であっても支援を終了します。

- ① 支援期間中に、所定の目標を達成したとJETROが判断したとき。
- ② 申込要件から外れたときなど、採択企業の状況が変化したとき。
- ③ 「2026年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件」の内容に違反したとき。（例：グループ会社含め法令違反等の行為が見られたとき）
- ④ 解散、消滅等、支援企業の事業継続が困難と判断されるとき。

※本事業は2026年度のサービスであり、2027年度以降のサポートの有無・サービス形態・申込条件についてはお約束するものではありません、予めご了承ください。

## Ⅲ. 支援対象

### 1. 支援の対象となる企業

高度外国人材の活躍推進を目指す企業様であれば、全業種が支援の対象となります。また、企業の規模に制約はありません。但し、支援対象企業は審査を経て決定しますので、業種・規模の要件等が合致する場合でも、必ずしも審査通過を保証するものではありませんのでご注意ください。

### 2. 支援の対象とならない企業

#### (1) 支援の対象とならない企業、および事例

以下の要件に該当する企業は支援対象になりません。

- ① 株式会社・有限会社・合同会社として登記されていない企業
- ② 有料職業紹介事業を主目的とし、本事業により採用する高度外国人材を第三者に紹介・斡旋・派遣する意図がある企業
- ③ 自社ウェブサイトを持たない企業
- ④ 高度外国人材の採用が、最初から海外現地法人(日本国外)に限定されている場合
- ⑤ 外国人材の採用・育成定着対象が高度外国人材以外の場合や雇用形態が正社員でない場合  
※在留資格が特定技能、技能実習、育成就労などは支援対象になりません
- ⑥ 本事業で採用を目指すポジション含め、過去に大学卒、大学院卒など専門知識を持つ人材を雇用した事のない企業(日本人含む)
- ⑦ 自社ではなく別法人での雇用を想定している場合
- ⑧ グローバルサウス諸国出身者の採用・育成定着に関心がない場合

#### (2) 支援の対象とならない可能性がある企業、および事例

以下の要件に該当する企業は支援の対象とならない場合があります。

- ① 採用するために十分な財務基盤・組織体制を持たない企業
- ② 支援申込企業と実際に支援を受ける企業が異なる場合(グループ会社等の別法人で雇用する場合は、法人ごとにお申し込みください)

### 3. ご利用企業様への依頼

#### (1) 協力

本サービスに採択されますと以下の分野で協力をお願いすることになります。

- ① 本サービスは、コーディネーターが伴走し、通年で高度外国人材の採用・育成定着をサポートする事業であるため、通年で高度外国人材の活躍推進に組織として取り組む意欲があること。
- ② 本サービスの担当者を指定し、ジェトロからの問い合わせ等に迅速にご対応いただけること。
- ③ 支援による進捗と成果把握のために、支援期間中及び支援期間終了後一定期間、ジェトロが実施する調査等にご回答いただくこと。
- ④ 本サービスの進捗と成果について対外的に配布する報告書への掲載が可能であること。
- ⑤ 上記の報告書について、国、地方自治体、関係機関、他の企業などを対象に、講演・配布資料等の形で情報提供する可能性をご理解いただくこと。
- ⑥ 登録事項に変更がある場合は、速やかに高度外国人材課もしくは担当の高度外国人材活躍推進コーディネーターに連絡すること。

上記の点についてご協力頂けない場合は、支援期間途中でも支援を中止させて頂く場合がございます。

## (2) 法令遵守

採択企業又はその役員もしくは従業員は、次のいずれにも該当することが必要です。

- ① 国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為及び公序良俗に反する行為を行っていないこと、またその疑いがないこと。
- ② 国の補助事業に関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に違反していないこと、また関係省庁の命令に違反していないこと。
- ③ 反社会的勢力、またはこれに類似する企業でないこと。

## (3) 「2026年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援応募・利用条件兼同意書」の提出

応募者には、本申込要領及び「2026年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」の内容をご理解・ご承諾いただき、押印済み同意書をジェトロにご提出いただきます。

※「2026年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」は本申込要領と一体をなすものです。本申込要領に記載されていない免責事項、秘密保持・個人情報保護等の記載もありますので、必ずお読みください。

# IV. 申込方法

## 1. 申込書類等

(1) オンライン登録: 専用ページからお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/services/bansogata.html>

(2) 「2026年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援応募・利用条件兼同意書」のメール送付

<https://www.jetro.go.jp/services/bansogata.html> から当該書類をダウンロードし、必要事項記入・押印のうえ [CDR-Support@jetro.go.jp](mailto:CDR-Support@jetro.go.jp) 宛にご提出ください。

応募・利用条件兼同意書には、代表者印(原則、登記所に登録した実印)押印済のPDFを提出する必要があります。必ずお申込み前に同意書をご確認いただき、内容にご同意いただいた上でご提出ください。

## 2. 申込方法

本申込要領および「2026年度高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」に記載の事項を確認いただき、ご同意いただいた上で、上記URLの申込フォームより必要事項をご登録ください。

※ 申込フォームは入力開始後、2時間以上「確認」ボタンがクリックされなかった場合、セッションタイムアウトとなりデータが無効となります。登録事項を一通りご覧いただき、事前に下書きや添付書類をご準備のうえ、必要事項を入力・登録ください。

※ 留意点

- ① オンライン登録と同意書の受領をもって申込と致します。なお、当該書類等の提出後、採否決定までに申込を辞退する場合は、その旨をメールでご連絡ください。
- ② オンライン登録後、「V. 審査」にご対応をいただけない場合には辞退とみなす場合があります。
- ③ ご提出いただいたオンライン登録の内容については、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- ④ 本申込に関して生じた経費は応募者負担でお願いいたします。

### 3. 申込期限

予定件数(420社を予定)に達し次第、受付を終了します。

## V. 審査

### 1. 審査

#### (1) 審査基準

前記「Ⅲ. 支援対象」のほか、次の事項にもとづき審査いたします。

- ① 本事業における「高度外国人材」の定義を理解した上で、高度外国人材の採用・育成・定着に取り組む意思があること。
- ② 経営理念・戦略およびそれを踏まえた自社内での高度外国人材活躍推進への動機・目的が明確であること。
- ③ 経営者と事業責任者の主体的関与があること。また、高度外国人材の雇用や採用後のサポートを実施できる経営状況(資金面・組織体制面)にあることが確認できること。
- ④ 高度外国人材の採用・育成・定着を可能とする実施体制が社内で組み立てられている、もしくはその意思があること。
- ⑤ 高度外国人材との協働を通じて、将来的な自社のビジネス拡大が明確で、支援期間内の一定の成果が期待されること。または、高度外国人材の活躍により、新たなビジネスの創出やイノベーションの創出を目指していること。あるいは、高度外国人材の活躍により、事業活動を通して地域経済の発展へ顕著な貢献が期待できること。

※ 本事業では技能実習制度に基づく受け入れや特定技能は対象外としております。

※ ※上記に加え、ジェトロの実施体制等を含め、総合的に勘案いたします。

#### (2) 審査方法

上記の審査基準にもとづき、次のとおり審査のうえ採否を決定させていただきます。

なお、応募者の都合により審査を早めることは致しかねますので併せてご了承ください。

##### ① 書類審査(一次審査)

- オンラインでのお申し込みを頂き次第、申請内容にもとづき審査いたします。
- 審査を通過した応募者には、②の「オンライン審査(二次審査)」の日程をすべての申込書類等の受領後、概ね1~2週間程度でメールにより通知いたします。ただし、申し込みの集中などにより最長で1カ月程度かかる場合がありますので予めご了承の上、お申し込みください。

##### ② オンライン審査(二次審査)

- 原則として、高度外国人材課によりMicrosoft Teamsによるオンライン審査を実施します。オンライン審査が難しい場合は例外的に電話審査を行います。審査には代表者または事業責任者にご対応いただくことを想定しています。

##### ③ 採択の場合

- 審査を通過した応募者には、審査通過の旨、採択通知書をメールにて通知いたします。

##### ④ 不採択等の場合

- 審査の結果、不採択となる場合、申込内容を勘案し、その他のジェトロの支援サービス及び他の支援機関のサービス等をご案内させていただきます。

※ 上記のご案内ができない場合、その旨連絡いたします。

※ 不採択の理由や審査の過程の開示は致しかねます。

## VI. 支援

### 1. 支援方法及び注意点

採択企業については、次のとおり支援を行います。

- ① 採択企業、ジェットロでキックオフ・ミーティング(初回面談)を実施し、支援内容、支援期間について確認し、計画の策定を行います。
- ② コーディネーターが定期的に電話・メール等でアドバイスし、必要に応じて訪問や出張に同行します。
- ③ コーディネーターが、必要に応じて、支援サービス(ジェットロ及び他機関実施のもの)に取り次ぎます。
- ④ ジェットロが支援活動のレビューを実施し、必要に応じて支援の見直しを行います。

#### 【留意事項】

- ① コーディネーターは、高度外国人材の採用、受け入れ、育成、定着に係わる知見に基づき、助言及び情報提供等のコンサルティング等の支援を行います。なお、コーディネーターや外国人採用に精通した専門家(スペシャリスト)は、法律行為、事実行為の遂行など委任又は請負とみなされる行為、その他の助言・情報提供等の範囲を超えた行為を承ることはできません。また、予算の制約等の理由により、支援メニューの一部(出張での対応等)を制限することがあります。
- ② ジェットロは、できる限り正確な情報と有用なサービスを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認並びに本サービスの採否、特に特定個人を自社に採用するにあたっての最終的な判断は、採択企業の責任と判断で行っていただきます。
- ③ 担当コーディネーターは原則国内に在住し、高度外国人材に係わる助言・情報提供等を行います。ただし、支援の段階の変化や、ジェットロ都合等による期間中の担当コーディネーターの交替の可能性があります。
- ④ 本サービスは、日本国内における高度外国人材の活用を考える企業を対象に、ジェットロより情報提供を通じた支援を提供するものです。以下のようなケースは支援対象外ですので、予めご確認ください。

#### <対象外となる例>

- 現地法人の求人方法について相談したい (※本サービスは日本法人が対象です)
- 外国人材を紹介して欲しい (※ジェットロは外国人材個人の紹介は行いません)
- 特定技能や技能実習制度について教えてほしい (※本サービスは高度外国人材が対象です)
- 合同企業説明会のみ参加したい (※本サービスはコーディネーターによる伴走型支援を受けた上で、適切なサービスをご紹介させていただきます)

## 2. 秘密保持・個人情報保護方針

ジェトロ、専門家、及び応募者(採択企業を含む。以下同じ。)は、書面、口頭その他方法の如何を問わず、当事者のいずれか から開示された又は本サービスを実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の一切の知識及び情報(以下「秘密情報」といいます。)を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者又は情報の保有者の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの実施以外の目的に使用し、又は「高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 応募・利用条件兼同意書」第10項ないし第11項の場合を除き第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後、開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
- (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
- (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
- (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は官公庁により開示を要請された情報
- (7) 関係先の紹介と面談アレンジを行うため必要な範囲でジェトロ又は専門家が関係先に開示する情報

本サービスに関わる個人情報は、本サービスの実施、関連サービスの案内及び調査などに利用します。また、その取り扱いについては、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。ジェトロの個人情報保護方針については(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>)をご覧ください。

## Ⅶ. お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
知的資材部高度外国人材課  
高度外国人材活躍推進コーディネーターによる伴走型支援 担当

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

【E-Mail】

[CDR-Support@jetro.go.jp](mailto:CDR-Support@jetro.go.jp)

【電話番号】

03-3582-4941(9:00～12:00、13:00～17:00(土日、祝祭日を除く))